

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

原	議	永	年	保	存
共	00	00	10	31	5年

宮本規第2640号

宮本情第1435号

平成24年12月14日

宮城県警察本部長

宮城県警察駐車禁止除外等標章管理システム運用要領の制定について（通達）
宮城県警察駐車禁止除外等標章管理システム運用要領を別添のとおり制定し、平成
25年1月4日から施行することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

宮城県警察駐車禁止除外等標章管理システム運用要領

1 目的

この要領は、「宮城県警察情報管理システム運用管理要綱の改正について（通達）」（平成23年6月20日付け宮本情第645号。以下「要綱」という。）の対象業務である宮城県警察駐車禁止除外等標章管理システム（以下「本システム」という。）の運用に関し必要な事項を定め、適正かつ円滑な運用を図ることを目的とする。

2 基本構成

本システムは、総務部情報管理課に設置する電子計算機及びこれとデータ伝送回線を介して接続する端末装置並びにこれらの用に供するプログラムにより構成する。

3 運用所属等

(1) 運用所属

本システムを運用する所属は、交通部交通規制課（以下「交通規制課」という。）及び警察署とする。

(2) 業務主管所属

本システムの業務主管所属は、交通規制課とする。

4 運用体制

(1) 業務運用管理責任者

ア 設置

業務主管所属に業務運用管理責任者を置き、交通部交通規制課長をもって充てる。

イ 任務

業務運用管理責任者は、本システムの適正な運用に関する事務を掌理する。

(2) 業務運用管理副責任者

ア 設置

業務主管所属に業務運用管理副責任者を置き、交通規制課次長をもって充てる。

イ 任務

業務運用管理副責任者は、業務運用管理責任者を補佐する。

(3) 業務運用管理者

ア 設置

運用所属に業務運用管理者を置き、それぞれ当該所属の長をもって充てる。

イ 任務

業務運用管理者は、所属内における本システムの運用に関する事務を行う。

(4) 業務取扱責任者

ア 設置

運用所属に業務取扱責任者を置き、警察署の交通課長又は交通第一課長をも

って充てる。

イ 任務

業務取扱責任者は、業務運用管理者を補佐する。

5 業務概要

本システムにより行う業務は、次に掲げるものとする。

(1) 標章登録業務

宮城県道路交通規則(平成13年宮城県公安委員会規則第1号)第3条第1項の規定に基づく駐車禁止除外等標章(以下「標章」という。)の申請内容のデータ(以下「登録データ」という。)の登録

(2) 交付簿印刷業務

登録データによる駐車禁止除外等標章交付簿の作成

(3) 標章照会・修正・返納業務

登録データの照会及び修正並びに返納の登録

(4) 月報出力業務

登録データの集計並びに月報の作成及び印刷

6 作成するファイルの名称

駐車禁止除外等標章管理ファイル

7 アクセス管理

本システムのアクセス管理は、要綱第4の規定に基づき行うものとする。

8 運用時間

本システムは、24時間運用とする。ただし、本システムの保守等のため運用を停止する必要がある場合は、この限りではない。

9 入出力資料の保管管理

本システムによる入出力資料は、別に定めるところにより、適正に管理するものとする。

10 業務指導

業務運用管理責任者は、本システムを適正かつ効率的に運用するため必要に応じ利用者に対する業務指導を行うものとする。

11 セキュリティ対策

本システムの運用に伴う情報セキュリティ対策については、宮城県警察情報セキュリティに関する訓令(平成16年宮城県警察本部訓令第16号)に基づくものとする。

12 その他

この要領に定めるもののほか、本システムの運用に関し必要な細目的事項は、交通部長が別に定める。